

「島根県新興感染症対応力強化施設整備費補助金」及び「島根県感染症対応力強化設備整備費補助金」の概要

目的	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）に基づき、県と医療措置協定（法第36条の3第1項に規定する医療措置協定をいう。）を締結する医療機関の新興感染症への対応力を強化することにより、今後の新興感染症の発生時に速やかに対応できる医療提供体制を構築することを目的とする。				
補助金	事業区分	基準額	対象経費	補助率	補助対象機関
島根県新興感染症対応力強化施設整備費補助金	新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関施設整備事業）	(1) 病室の感染対策に係る整備 1室当たり 29,420千円 (2) 病棟等の感染対策に係る整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円 (3) 個人防護具保管施設の整備 対象面積1㎡当たり 基準単価 484,000円	(1) 病床確保に係る協定締結 医療機関として必要な個室整備等に要する工事費又は工事請負費（専用の陰圧装置、空調設備、トイレ、バス等の付属設備の整備を含む。） (2) 病床確保に係る協定締結 医療機関として必要な多床室を個室化するための可動式パーティションの設置、病棟のゾーニングを行うための改修等に要する工事費又は工事請負費 (3) 病床確保、発熱外来、又は自宅療養者等への医療の提供に係る協定締結医療期間として必要な個人防護具保管庫の設置等に要する工事費又は工事請負費	(1) 3分の2 (2) 10分の10 (3) 10分の10	(1)～(3)「病床確保」に係る協定を締結する病院、診療所 (3)「発熱外来」に係る協定を締結する病院、診療所 (3)「自宅療養者への医療の提供」に係る協定を締結する病院、診療所、薬局、訪問看護事業所
島根県新興感染症対応力強化設備整備費補助金	新興感染症対応力強化事業（協定締結医療機関設備整備事業）	(1) 簡易陰圧装置 1病床当たり 4,320,000円 (2) 検査機器（PCR検査装置、等温遺伝子増幅装置） 1台当たり 9,350,000円 (3) 簡易ベッド 1台当たり 51,400円	病床確保に係る協定締結医療機関として必要な簡易陰圧装置、検査機器（PCR検査装置）、等温遺伝子増幅装置、簡易ベッドの購入費 発熱外来に係る協定締結医療機関として必要な検査機器（PCR検査装置）、等温遺伝子増幅装置、簡易ベッドHEPAフィルター付き空気清浄機（陰圧対応可能なものに限る）の購入費	10分の10 10分の10	(1)～(3)「病床確保」に係る協定を締結する病院、診療所 (1)～(3)「発熱外来」に係る協定を締結する病院、診療所